



---

2. 求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください。

---

◆職業安定法施行規則の改正により、令和6年4月1日以降、ハローワークに求人申込みを行う場合は求人票に以下(1)～(3)の明示をお願いします。

- (1) 従事すべき業務の変更の範囲(※)
- (2) 就業場所の変更の範囲(※)
- (3) 有期労働契約を更新する場合の基準  
(通算契約期間または更新回数の上限を含みます)

(※)「変更の範囲」とは、雇い入れ直後だけでなく将来の配置転換など今後の見込みも含めた締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

◆求人票に記載された労働条件は、そのまま採用後の労働条件になることが期待されています。  
応募者にわかりやすく、誤解のないような記載をお願いします。

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/001723481.pdf>

【お問合せ先】 職業安定課 (022-299-8061)

---

### 3. 春季における年次有給休暇取得促進について

---

春の連続休暇には、  
ココロとカラダ、リフレッシュ。

#### 事業主の皆様へ

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも役立つ年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立つ時間単位の年次有給休暇(※2)の活用が効果的です。

年次有給休暇を上手に活用するために、この春に向けて、ぜひ制度の導入をご検討ください。

(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結す

れば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

●年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

#### 4. 宮城労働局公式Xをはじめます！

---

宮城労働局では、近日中に公式Xアカウントを開設します。

◆ポストの内容例

- 1) 労働関係の法令や制度の改正ニュース
- 2) 講習会・セミナー・イベントの開催のご案内
- 3) 役立つ各種助成金のご案内
- 4) 安全・健康管理に役立つ各種情報 など

上記内容以外にも、多くの方に役立つ情報を随時ポストしていく予定ですので、ぜひフォローよろしくお願いします。

宮城労働局公式Xのアカウントや開設日等の詳細につきましては、改めてメルマガ臨時号を配信いたしますので、ぜひそちらをご確認ください。

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

---

#### 5. その他

---

○メルマガの内容に関するご意見・ご要望

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou04/miyagi-roudoukyoku-goiken>

○登録済み情報の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

○宮城労働局ホームページ  
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1.html>

○厚生労働省人事労務マガジン  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/merumaga\\_00.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/merumaga_00.html)